

日蓮聖人の正法護持における 涅槃經引用について

久住謙是

日蓮聖人の遺文中、現存・會存そして信憑性のある古写本に引用された大般涅槃經（以下、涅槃經と略称・依本は北本）は、正依の法華經に次ぐ経量である。

思想的には天台・伝教を継承し、その正統を自負された日蓮聖人が、法華經と共に涅槃經に依拠する態度が顕著であつたことは当然であると考えられる。が、しかし、その引用の特色は極めて日蓮的と言えるであらう。

ここでは、日蓮聖人が涅槃經を引用している限り、思想的に深い関わりが予想されるという前提に立つて涅槃經所説の諸思想と日蓮聖人の主張される思想との間にどのような関連を汲み取ることができるといふ思想的な関係について引用傾向から観た一考察である。

鎌倉時代、涅槃經所説の二本の柱をなす如来常住・仏性普遍の根本義が、その信仰の依止拠、その主張する思想を側面から援証し、普遍化せしめ、涅槃經の諸思想を自義に選択摂取していつたことで、末法思想を根底とした諸宗の成立に影響を及ぼしたことは無視できないものである。とりわけ、日蓮聖人にあつては、法華經を正依の經典として択一主義・最勝主義の立場で、その絶対性の積極

的提示と諸經（教）・諸宗の批判の過程で法華經と涅槃經の関係は、天台の伝統を継持した教判論に立脚して究極的には、法華經・涅槃經ともに醍醐味であるが、涅槃經尚劣の立場を諸經と同じく批判の組上にのせ、法華唯一・択一主義を主張して一線を画していることが、特に佐渡期以前の著書に極めて教相的に纏説されるところである。

それを前提としたところで、涅槃經は一応否定はされるが、諸經と異なり法華經と同醍醐味・拈捨經の責を担い、法華經と相似の經典であるという教判論的經典尊重以上に日蓮聖人の同經への依拠の態度は、涅槃經讃仰史上特筆されるものであらう。

法華經の色説が、値難と自界叛逆・他国侵逼の二難の適中によつて、行者の自覚へと宗教的昇華を遂げる過程で、そこに多くの経証を求め、行動の支えとしたところに、他の祖師に認められない。所謂、日蓮的依用の態度が指摘されるといえる。

この場合、涅槃經が択一主義の法華經に摂歸された思想として、報思抄に、「涅槃經所説の正法は法華經なり」乃至「涅槃經をよむと申は法華經をよむ」、ことゝ領解されているのである。

涅槃經三卷寿命品第一に、「若有正法欲尽時、应当如是受持擁護」と引用するところは、有徳王・覚徳比丘の正法護持の為に破法の比丘と戦つた本生譚の結論である。この経文は、日蓮聖人の涅槃經引用の典型といえるであらう。この種の文意を含んだ菩薩行実践の他にわたる勧誡が、引用類例の多くを占めているのであつて、「護法」、「護持正法」等の語を主旨として説示する涅槃經々々の引用は、二十二箇所、四十卷全体に涉獵され、ほとんど抜粹引文され、遺文中に五十七箇所に引用されることが認められる。日蓮聖人の涅槃

槃經依用の一つの思想的な態度を的証しているといえるであろう。

即ち、教判論において法華經の最勝を助証し、對他的に破邪顯正を積極的におし進め、所謂、教行二門に約す折伏の論拠が、立正安國論等に指摘される如く、末法に正法護持を内容とした依用が主眼であつたと考えられる。而して、釈尊中心・法華經による諸經(教)の統一・對他破折が、天台教判に基づくものである限り、法華對涅槃の立場も、この轍を踏むことになるが、日蓮聖人の引用の目的とするところは、その、教判論的・教相的課題に止まらず、行的・實際的色彩の濃厚な引用が顯著となり、しかも、文拠が多方面にわたり、經典四十卷が網羅されていることである。

特に、值難といふ法華色説の現証を契機に顯現する佐渡期を涅槃經依憑の頂点として、さらに広汎な日蓮聖人独自の引用が、宗教的内觀の吐露に依用され、信仰的に高められた涅槃經觀が顯著となることである。

日蓮聖人の五義判に教示された末法の歴史的現実、法華經の証得は難くなく、むしろ問題は弘教の実践である。生命にかかわる受難の現証が、宗教的社会的最劣の機と時を体得し、末法適時の最勝の教法が相對的に強く要請され、内面的には正法を護持する師の自覺を深めてくる。ここにおいて、觀心本尊抄に、法華經の「是好良藥、今留在此」と共に引用する涅槃經二十卷・梵行品第八の「然於病者、心則偏重」の文拠から逆誘救治の理論が展開され、末法五濁惡世を克服する正法の建立・護持が、曾谷入道殿許御書の冒頭に記す、「夫以療治重病、構索良藥、救助逆誘、不如要法」という末法超克の根本課題となるのである。

涅槃經六卷・如來性品第四の「依法不依人」の四依文に、法華經

日蓮聖人の正法護持における涅槃經引用について(久住)

の正法たるの帰結を求め、法華經の行者の色説の過程で、先述の護法に闡説するあらゆる典拠が援引されてくる。さらに、次の、涅槃經三卷壽命品第一、「若善比丘見壞法者、置不呵責、遣奉處、當知是人弘法中怨、若能驅遣呵責奉處、是我弟子真聲聞也」、四卷・如來性第四、「似像持律少誦誦經、貪嗜飲食長養其身」、「雖著袈裟猶如獵師、細視徐行如猫伺鼠」、「実非沙門現沙門像、邪見熾盛誹謗正法」、二十二卷、光明遍照高貴德王菩薩品第十、「於惡知識生長懼心」等を頻りに引用するところは、末法における誹謗正法の様態と、正法護持の師のあり様を説示し、護法の行動的具體性を帯びた経文である。これらの採文が、日蓮聖人自身に一々事実として符合し弘教實踐の法華經の行者の証しとして把握されるのである。

值難觀・撰折論・一闡提・贖命重宝・身輕法重死身弘法等の思想は、涅槃經に典拠し、いづれも正法護持思想が根底となつて弘教實踐の推移の過程で謗法と護法の具體的問題の惹起に伴う布衍説示の一面と考えられる。

涅槃經の成立の根底となつている釈尊入滅後の法滅思想、異論・異端の興起と、正法護持者の宗教的抗争の熾烈な説示、末世觀で貫かれていた点に注目したのは、末法の五濁惡世の具體的な姿を涅槃經説相の中に如実に示されていることに深い共感を覚えると共に、歴史的現実を理論的に解釈し、満足するのではなく、實際的・宗教的行業實踐の中で、伝統的な法華・涅槃關係をさらにおし進め、末法適時の只今、正法存亡の危機における釈尊の遺言、留め置かれた教誡の經典と領解された。その帰結するところが、日蓮聖人独自の引用である正法護持思想を展開せしめたと考えられるのである。